

事 務 連 絡
平成19年11月13日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産きゅうり、ミニトマト及びパプリカ)

標記については、平成19年3月30日付け事務連絡にてお知らせしたところですが、今般、韓国政府から、きゅうり、ミニトマト及びパプリカ（ジャンボピーマン）に係る登録業者の社名の変更について連絡があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表7、8及び9を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。